

介護予防・日常生活支援総合事業を利用して、 介護予防に取り組みまじよう

■介護予防・日常生活支援総合事業とは

総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者自身の能力を最大限に生かし、地域全体で高齢者を要介護状態にならないよう支えるための取り組みです。



■介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援1・2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる事業対象者と判断された方が利用することができます。

サービスの種類	サービス内容
訪問型サービスA (緩和基準)	訪問介護員による掃除、洗濯など利用者が自力では困難な行為について、自立のためのホームヘルプサービスを提供します。
通所型サービスA (緩和基準)	通所介護施設において生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを行います。
通所型サービスC (短期集中)	歩行や食事摂取などの日常生活動作(ADL)および買い物や内服管理などの生活行為(IADL)といった生活機能を改善するため、リハビリテーション専門職などが短期間(6カ月)に集中して運動機能の向上を図ります。

※指定事業所は、市ホームページでご覧いただけます。



■一般介護予防事業

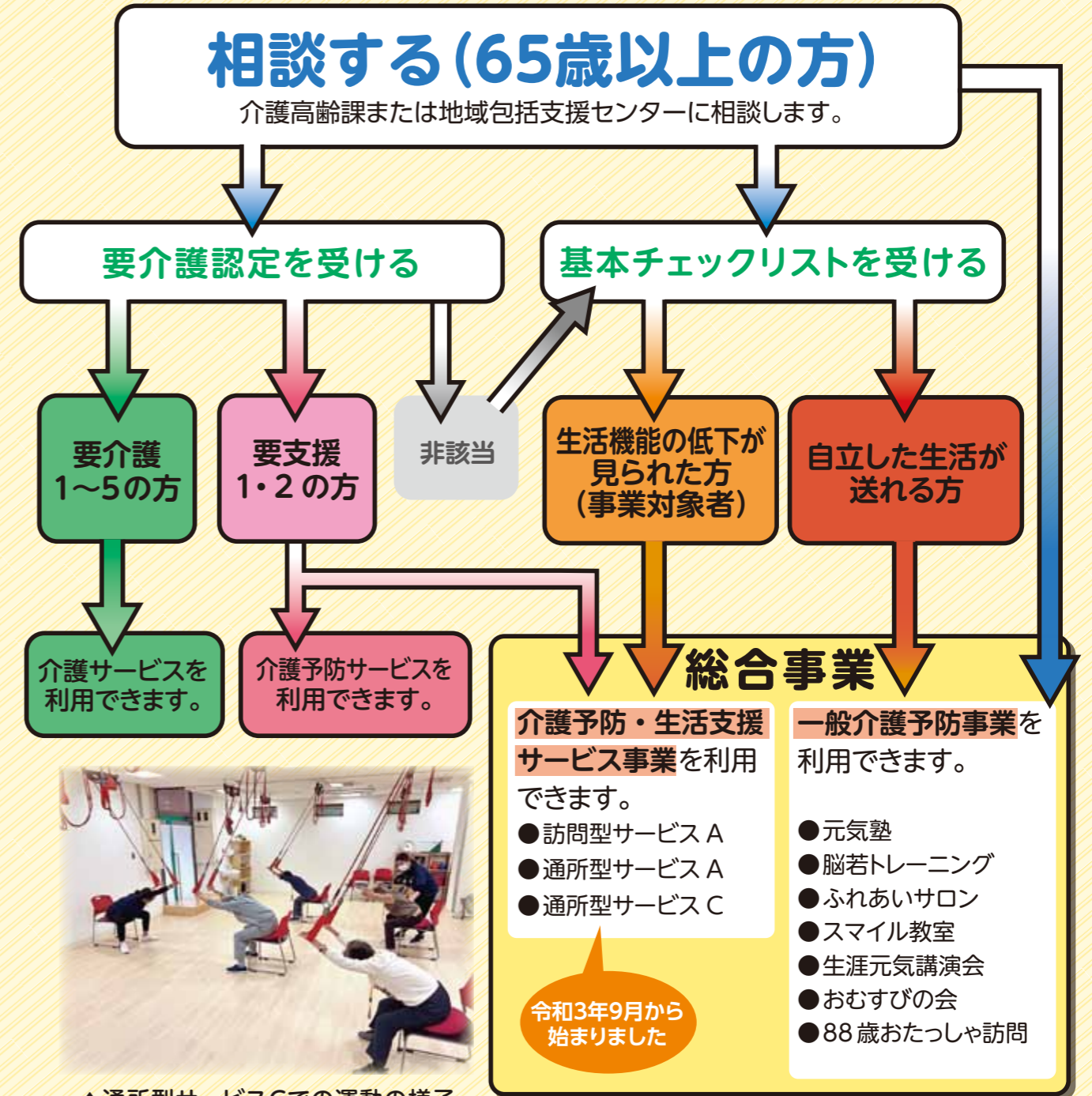
65歳以上のすべての方がご利用いただけます。

事業の種類	事業内容
元気塾	3会場でそれぞれ週1回ずつ、健康運動指導士、健康づくりリーダーによる健康体操や体力測定などを行っています。
脳若トレーニング	タブレット端末を使用し、楽しく脳を活性化する教室を月2回(8月～3月)実施しています。
ふれあいサロン	地域の身近な場所(公民館や寺院など)や介護施設で講話、軽体操、茶話会、レクリエーション、小物づくりなどの活動を定期的に開催しています。
スマイル教室	3会場で月1回ずつ、タブレット端末を使用した介護予防教室や小物づくり、ゲーム、軽体操や運動などをし、心身機能の低下を予防しています。
生涯元気講演会	医療・福祉・介護について啓発する講演会を開催しています。
おむすびの会	介護している男性、一人暮らしをしている男性などが集まって、簡単・おいしい・栄養満点の料理を作る教室を、おむね3カ月に1回開催し、孤立化予防を図っています。
88歳おたっしや訪問	満88歳の誕生日月に訪問をし、日頃の様子や生活状況などを伺い、福祉サービスや介護予防について案内しています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部休止している事業がありますので、市役所介護高齢課にお問い合わせください。
※ご利用については、市役所介護高齢課もしくは弥富市地域包括支援センター(☎65-5521)にご相談ください。

総合事業 サービス利用までの流れ

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



▲通所型サービスCでの運動の様子

■基本チェックリストとは

基本チェックリストとは、25項目の質問に「はい」「いいえ」で答えることで、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。質問項目の一定の基準に該当した場合は、「事業対象者」となり、介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。

☎市役所介護高齢課 (内線 174)
市地域包括支援センター ☎65-5521